

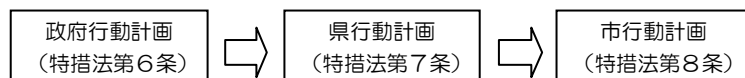
福島市新型インフルエンザ等対策行動計画〔概要〕

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成25年4月施行）第8条第1項の規定により、福島県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年12月策定）に基づき、「福島市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

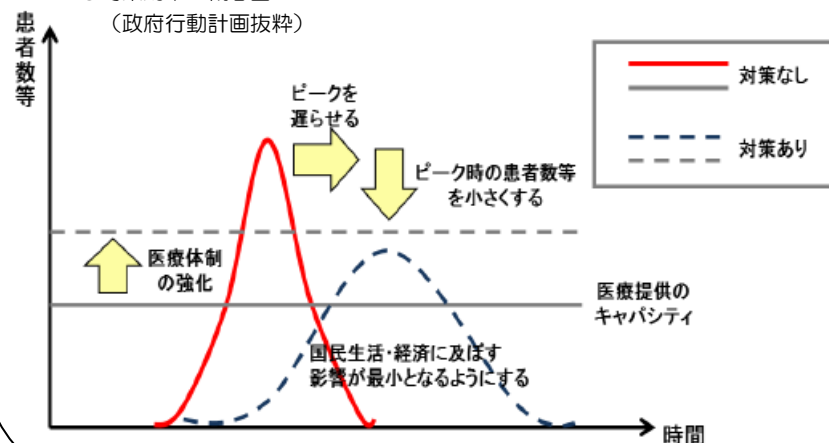
□市行動計画の目的

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・ 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

□市行動計画の位置付け



○対策効果の概念図 (政府行動計画抜粋)



□対象とする感染症

- (1) 新型インフルエンザ等感染症
- (2) 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）

□新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 危機管理としての特措法の性格
- (3) 関係機関相互の連携協力の確保
- (4) 記録の作成・保存・公表

□各段階における対策

各段階における具体的な対策を主要6項目に分け立案

【各段階】	【主要6項目】
(1) 未発生期	(1) 実施体制
(2) 海外発生期	(2) 情報収集
(3) 県内未発生期 《国内発生》	(3) 情報提供・共有
(4) 県内発生早期	(4) 予防・まん延防止
(5) 県内感染期	(5) 予防接種
(6) 小康期	(6) 市民生活及び市民経済の 安定の確保

【 新型インフルエンザ等対策の流れ 】

主要 6項目	各段階 対策の 目的	未発生期	海外発生期	国内発生				《政府》 特措法に基づく 緊急事態宣言	
				県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期		
				市内発生に備えた体制の整備	市内発生に備えた体制の整備	感染拡大を抑制	健康被害を最小限に抑制		流行の第二波に備える
1	実施体制	●行動計画策定、見直し	政府対策本部	設置		廃止		●特措法第34条の規定に基づく市対策本部を設置	
			県対策本部	設置		廃止			
			市対策本部	設置		廃止			
2	情報収集	●国・県からの情報収集							
3	情報提供・共有	●継続的な情報提供 ●情報共有体制整備	●複数の媒体や機関を活用した情報提供				●第一波終息、第二波の警戒喚起		
			相談窓口	設置	体制強化		●体制の縮小		
4	予防・まん延防止	●予防・まん延対策実施のための準備	●まん延防止対策の準備			●まん延防止策			
5	予防接種	●予防接種体制の構築	特定接種	実施			●第二波に備えた予防接種の実施		●特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種
			住民接種	準備	実施				
6	市民生活及び市民経済の安定の確保	●要援護者の把握 ●火葬能力等の把握 ●物資及び資材の備蓄等	●要援護者へ周知	●在宅の要援護者及び支援ニーズの把握		●在宅で療養する患者への支援		●水の安定供給 ●生活関連物資等の価格の安定等 ●要援護者へ生活支援 ●埋葬・火葬の特例実施	
			●遺体の火葬・安置体制の準備	●要援護者への日常生活に係る支援 ●食料品や生活必需品の買占め及び売惜しみの自粛呼びかけ					

【緊急事態宣言】

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、特措法第32条の規定に基づき、政府対策本部が行う。